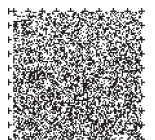


1 策定経過

| | |
|---------------------------------------|--|
| 平成 23 年 5 月 27 日 | 第 1 回久喜市障害者計画策定庁内会議 1) 久喜市障害者計画について 2) 久喜市障害者計画の全体像について 3) 久喜市障害者計画策定スケジュールについて |
| 平成 23 年 5 月 31 日 | 第 1 回久喜市障害者施策推進協議会 1) 久喜市障害者計画・久喜市障害福祉計画について 2) 計画の全体像（案）について 3) 計画策定のスケジュールについて 4) 関係団体へのヒアリングの実施について 5) 市内障がい者施設の工賃分配について（報告） 6) 新体系サービス移行の経過について（報告） 7) パーキングパーミット制度について（報告） |
| 平成 23 年 6 月 27 日～ 平成 23 年 7 月 7 日 | 関係団体ヒアリング 障害の種別に 5 日間で計 12 団体に実施 |
| 平成 23 年 8 月 4 日 | 第 2 回久喜市障害者施策推進協議会 1) 障がい者団体へのヒアリング結果について（報告） 2) アンケート調査の実施について |
| 平成 23 年 9 月下旬～ 10 月中旬 | アンケート調査 障がい者アンケート、一般アンケート |
| 平成 23 年 11 月 14 日 | 第 3 回久喜市障害者施策推進協議会 1) アンケート調査の結果（速報）について 2) 久喜市障がい者計画・障がい福祉計画の骨子案について |
| 平成 23 年 12 月 22 日 | 第 4 回久喜市障害者施策推進協議会 1) アンケート調査の追加報告について 2) 久喜市障がい者計画・障がい福祉計画（素案）について |
| 平成 24 年 1 月 6 日 | 第 2 回久喜市障害者計画策定庁内会議 1) 久喜市障がい者計画・障がい福祉計画（素案）について |
| 平成 24 年 1 月 11 日～ 平成 24 年 2 月 10 日 | 市民意見提出制度による意見募集（パブリックコメント） |
| 平成 24 年 2 月 24 日 | 第 5 回久喜市障害者施策推進協議会 |
| 平成 24 年 3 月 13 日 | 第 6 回久喜市障害者施策推進協議会 |



2 策定体制

(1) 久喜市障害者施策推進協議会

① 久喜市障害者施策推進協議会条例

平成22年3月23日

条例第135号

(設置)

第1条 本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第26条第4項の規定に基づき、久喜市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 障がい者の福祉の向上を目的とする団体に属する者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

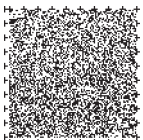
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の会議は、市長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(庶務)

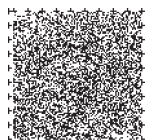
第5条 協議会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

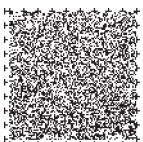
この条例は、平成22年3月23日から施行する。



② 委員名簿

◎会長 ○副会長 (敬称略)

| 番号 | 区分 | 氏名 | 所属・役職 |
|----|------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 1号委員 (公募委員) | スズキ ミホ 鈴木 美穂 | 公募委員 |
| 2 | | タケイ ヒサナリ 武井 久也 | 公募委員 |
| 3 | | タケウチ シンジ 竹内 進次 | 公募委員 |
| 4 | | テラカタ カツヒコ 寺方 克彦 | 公募委員 |
| 5 | | ナカジョウ エリ 中 城 恵里 | 公募委員 |
| 6 | | ホンカワ アツコ 細川 敦子 | 公募委員 |
| 7 | 2号委員 (障がい者団体) | ヤナギダ シュンイチ 柳田 俊一 | 久喜市身体障害者福祉会 会長 |
| 8 | | オンダ ケンイチロウ 押田 憲一郎 | 久喜市菖蒲町身体障害者福祉会 副会長 |
| 9 | | ホヤ フサコ 保谷 房子 | 久喜市久喜手をつなぐ育成会 会長 |
| 10 | | オクダ カツヨシ 奥田 勝好 | 親和会久喜支部 支部長 |
| 11 | | オオウチ シンイチ 大内 伸一 | 久喜市聴覚障害者協会 会長 |
| 12 | 3号委員 (福祉事業者) | イケウチ ユキオ 池内 征男 | 社会福祉法人 啓和会 久喜市いちょうの木 施設長 |
| 13 | | カモヤ ナナ 釜 親 奈々 | 社会福祉法人 久喜同仁会 相談支援専門員 |
| 14 | | コガネブチ ミホコ 小金 美保子 | 医療法人 大社会 埼玉葛北障害者生活支援センター ベルベール 管理者 |
| 15 | | マルヤマ ヒロコ ○丸山 広子 | 久喜市社会福祉協議会 地域福祉課長 |
| 16 | | イトウ タダオ 伊藤 忠夫 | NPO法人 あんご工房 代表理事 |
| 17 | 4号委員 (関係行政機関) | アライ カズノリ 新井 和徳 | 埼玉県立久喜特別支援学校 教頭 |
| 18 | | キムラ イワオ 木村 岩雄 | 埼玉県立騎西特別支援学校 教頭 |
| 19 | | ヒラオカ ユキミツ 平岡 行光 | 春日部公共職業安定所 統括職業指導官 |
| 20 | 5号委員 (学識経験者) | サクライ クニオ ◎櫻井 邦夫 | 高崎健康福祉大学講師 |



(1) 久喜市障害者計画策定庁内会議

① 久喜市障害者計画策定庁内会議設置規程

平成23年4月21日

訓令第14号

(設置)

第1条 本市における障害者計画の策定に関する事項を調査及び検討するため、久喜市障害者計画策定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 久喜市障害者計画の策定に係る調査及び研究に関すること。

(2) その他障がい者施策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、福祉部長の職にある者を、副議長は、福祉部障がい者福祉課課長(以下「障がい者福祉課長」という。)の職にある者を、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(議長、副議長及び委員)

第4条 議長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

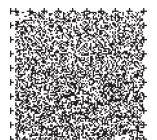
3 委員は、自らが庁内会議に出席することができないときは、当該委員が属する部に所属する職員で、当該庁内会議の審議事項について実質的に判断をすることができる職員を自己に代えて当該庁内会議に出席させることができる。

(会議)

第5条 庁内会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は、障害者計画の策定に関し、必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、その者から意見を聴くことができる。

(検討部会)



第6条 第2条各号に掲げる事項について、必要な調査、研究及び課題の整理をするため、庁内会議に検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、障がい者福祉課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、福祉部障がい者福祉課において処理する。

(その他)

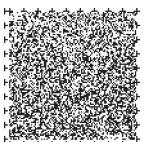
第8条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

| | |
|-------|------------|
| 総務部 | 人事課長 |
| | 企画政策課長 |
| | 人権推進課長 |
| 市民税務部 | くらし安全課長 |
| 福祉部 | 社会福祉課長 |
| | 介護福祉課長 |
| | 子育て支援課長 |
| | 保育課長 |
| 健康増進部 | 健康医療課長 |
| | 中央保健センター所長 |
| 建設部 | 都市整備課長 |
| 教育部 | 学務課長 |
| | 指導課長 |
| | 生涯学習課長 |



3 用語解説

あ行

NPO

Non Profit Organization の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立。

か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができる。

グループホーム

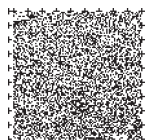
地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において知的障がい者及び精神障がい者が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住している選任の世話人によって食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。

ケアホーム

共同生活介護。夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

高次脳機能障がい

病気や交通事故などさまざまな原因で、脳が部分的に損傷を受けたために生ずる、言語や記憶などの障がいをいう。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになる。平成 22 年の自立支援法改正により障がい者の範囲に含まれることが明文化された。



交流及び共同学習

「交流及び共同学習」とは、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に参加する活動において、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、各教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。埼玉県では、「交流及び共同学習」の中で、支援籍学習を実施している。

雇用率

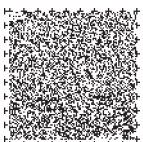
すべての事業主は、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な場を与える共同の責務を有するものであって、進んで障がい者の雇い入れに努めなければならないとされている。

このような連帯責任は、原則として、すべての事業主によって平等に負担されるべきであり、各事業主がその雇用する労働者数に応じて連帯責任を分担するのが合理的であるとの考えから、障害者雇用率が設定されている。(市は2.1%、教育委員会は2.0%、一般の民間企業は1.8%など)

さ行

埼玉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者をはじめ、すべての県民が安全で快適に生活できる社会環境を目指して平成7年3月20日に制定された条例。この条例では、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備の促進等を推進するため、県等の責務、整備基準の遵守義務などを定めると共に、生活関連施設の整備に当たっての届け出などの手続きを定めている。



支援籍学習

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障がいのある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、必要な支援を在籍する学校又は学級以外で行うための仕組み。(1)小中学校の通常の学級で支援を受ける場合、(2)小中学校の特別支援学級で支援を受ける場合、(3)特別支援学校で支援を受ける場合の3つの形態がある。

自主防災組織

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。組織に参加する住民相互の合意(契約)に基づくことを原則とし、その点で、消防組織法による消防機関として位置づけられる消防団とは性格を異にする。

重症心身障がい

障がいの種別にかかわらず2つ以上の障がいのある「重複障がい」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複する場合に限って使われる名称。

手話

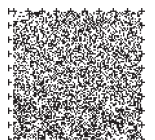
聴覚障がい者のコミュニケーション手段の一手法であって、手の型・位置・動きを組み合わせる意味を表すもの。

手話通訳者

都道府県が実施する手話通訳者養成研修を受講し、手話通訳者として登録された方。久喜市では独自に手話通訳者認定試験を実施し、合格者を久喜市手話通訳者として登録している。

手話奉仕員

市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修を受講し、手話奉仕員として登録された方。



障害者基本法

障害者基本法は、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。平成16年6月に続き、平成23年8月にも改正が行われた。

障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別(身体・知的・精神)ごとに異なる法律に基づいて提供されてきたサービス等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みとして平成18年4月から10月にかけて施行。平成22年12月に改正が行われた。

障害者就労支援センター

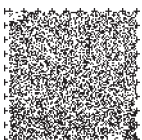
障がい者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、障がい者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るよう支援する施設。

障害程度区分

障害程度区分は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から導入され、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため障がい者の心身の状態を総合的に示すもの。調査は、介護保険の要介護認定の調査で用いられる79項目と自閉症や精神障がいの行動特徴等を把握する27項目を加えた106項目で行う。介護の必要度に応じて区分1から区分6までの6段階で認定される。

認定に当たっては、全国統一の調査項目による訪問調査の結果をもとにコンピュータによる一次判定、市町村審査会による二次判定により決定される。

久喜市では、障害程度区分認定審査会を設置し、医師3人、学識経験者3人で審査会を構成している。



ジョブコーチ

就職又は職場への定着に際して課題がある障がい者に対して、事業所へ一定期間職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるように、障がい者本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。

各種援護施策の基本となっていると共に、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。

精神障害者保健福祉手帳

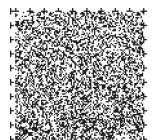
精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があるものを対象として交付する手帳。所得税等の控除・減免等の優遇施策が講じられている。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために判断能力が十分ではない人を保護するための制度。そのような人が契約を結ぶ必要がある場合などに、本人に代わってこれらの行為を行うなどの後見的役割を務める成年後見人等を家庭裁判所が選任することによって、その判断能力を補うもの。

ソーシャルインクルージョン

もともとヨーロッパ諸国における近年の社会福祉の再編のなかで基調とされている理念であり、貧困や失業、ホームレス等を社会から排除された人と捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標に、公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。近年の日本においては、地域福祉の観点から、障がい者や高齢者に対する基本理念として用いられるようになっている。



た行

地域自立支援協議会

地域生活支援事業のひとつで、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

久喜市では、埼玉北地区3市3町(久喜市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町)と共同で設置している。

地域生活支援事業

市町村の創意工夫によって、利用者の状況に応じて柔軟に実施される事業。必須事業として、相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等の派遣など)、日常生活用具の給付又は貸与、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業の5事業がある。また、任意事業として、社会参加事業などの地域の実情に合った事業を実施する。障害福祉計画で地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めている。

テープ広報

目の不自由な方に市の情報を伝えるため、朗読ボランティアの協力により広報の発行に合わせてテープ版を作成している。また、今後テープ版に加え、デージー([DAISY]=デジタル形式で音声化したものであり、CD-ROM等で提供するもので、テープと違い、任意の場所から再生できるシステム)を提供していく予定である。

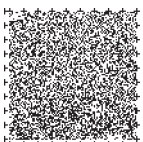
点字

視覚障がい者が文書を読み書きするときに用いるもの。指先で触れて読めるように、紙面に突起した点を縦3点、横2点で組み合わせて音を標記する文字。

点字に対して、印刷された文字や手書きの文字は墨字(すみじ)と言い、墨字で書かれたものを点字に改めることを点訳という。

点訳奉仕員

印刷された文字や手書きの文字を点字に改めることを点訳という。点訳奉仕員とは、所定の講習を受けて点訳技術を習得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人。



同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供するもの。

特定疾患医療給付

いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定する特定疾患治療研究事業45疾患と県単独指定の7疾患について、研究の推進と治療の確立・普及を図り、併せて医療費の給付により患者の負担を軽減するもの。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象となる障がいだけでなく、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

難病

法律等による明確な定義は無いが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されている。

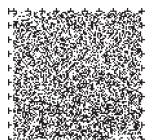
- ①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。障がい者施策のもっとも重要な概念。

ノンステップバス

車両の一部分あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかさ上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。



は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。平成 22 年の自立支援法改正により障がいの範囲に含まれることが明文化された。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア(障壁)となるものを除去するという意味。

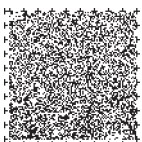
もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がいの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての除去という意味でも用いられている。情報バリアフリー、心のバリアフリーなど。

ピアカウンセリング

ピア(peer)とは「社会的、法的に地位の等しい人、同等・対等者、仲間、同僚」の意。ピアカウンセリングとは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や状況にある人に対し相談援助活動を行うことをいう。

ボランティアセンター

ボランティア活動の地域における拠点として、①ボランティア活動の相談、登録、あっせん、②ボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、③ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進する機関。久喜市では、久喜市社会福祉協議会内に設置されている。



や行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーの考え方をさらに発展させ、障がいのある人にとっても、高齢の人にとっても、若年層にとっても「使いやすい」ように製品や生活環境をデザインするという考え方。ハンディのある人にとって便利なものは、万人にとっても便利なものとなりうる、という考え方を前提に「普遍性」を強調した概念。

要約筆記

聴覚障がい者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝えるもの。一般的にはOHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)を使用し、話し手の話の内容をTP(トランス・ペアレンシー)に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられている。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。

要約筆記奉仕員とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。

ら行

療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うと共に、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がいがある人に対し申請に基づいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として県知事が交付するもの。都道府県によって呼称が異なり、埼玉県では「みどりの手帳」と呼んでいる。

朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障がい者のために声の図書(録音テープ)の作成や対面朗読などをする人。

